よいたより

（題字は町長内山大三筆）

No.18　昭和42年7月10日発行

発行・与板町役場
新潟県三島郡与板町大字与板甲163
電話・与板400
編集・"与板町だより"編集委員会
印刷・新潟プロセス印刷株式会社

◦ 米づくり百万トン達成運動
◦ 町議選投票日決まる
◦ 梅雨前線と水害

米づくり百万トン達成運動

当町でも米六万俵完成推進本部を設置して米の増収運動を展開しているところでありますが、米の増収をはかり良質の米を作っていくためには今後の稲作の管理が重要な意味をもっています。品種の選定、施肥もちろん大切なことではありますが今後の稲作管理を充分に行こないば新潟県が推進している米百万トン達成運動の一翼を担ってゆけるものと思われます。

これからの稲作管理のポイント

一、灌排水の管理

七月中旬になれば早生種の幼穂が伸長する時期にあたり、中生種、晩生種と幼穂形成期に入っていく。

稲が一生の中で最も水を多量に必要とする時期は、出穂、開花期、それに次いで穂厚期と言われる七月十日過ぎになっても未だ中干しを続けているのは幼穂の発育が悪くなるので平常の管理若しくはやや深水の管理に戻らなければならない。

出穂開花が済んでしまうと、唯、秋の刈取作業の都合ばかり考え、田を乾す為に完全に落水している人も多いが、登熟期の水は米の一粒一粒の肥大に大きな関係があり水を充分に吸えなかった米は千粒重が低下し（粒厚が落ち）しまう。

一般に玄米の中に貯えられる澱粉の約三分の二は稲の出穂後に造られると言われている。稲は土の中の水分が不足すると肥料成分を吸収出来なくなるので出穂後二十五日田圃が乾かないように、管理するのが収益も最終的に決定する時期に入って重要である。

二、病害虫の防除

地区内における病害虫による米の減収は、平常の防除が行われていても約四%に上ると推定されており、数多い病害虫の中で最も恐ろしいものは穂首イモチであろう。

葉イモチの場合は僅かに罹病しても薬剤防除を徹底して実施すれば病気も止り、収量まで影響することは殆んどないが、穂首イモチの場合は病気になってしまってからでは如何に薬剤散布を実施しても絶対に治らず病気に罹ったものが枯れたり秕になったりしてそのまま減収に直接結びついてしまう。

だから穂首イモチはあくまでも予防的な感覚で薬剤散布を行ない、完全な無菌状態の中で稲の出穂期を迎える事が防除の絶対的な条件である。

近年遂次穂首イモチの後期発生（枝梗イモチも含めて）が目立ち、出穂直前の一斉共同防除一回だけでは穂首イモチを完封することが難かしくなり早生種の全面散布を実施しなければならない。

更に中、晩生穂についてもその穂揃期に薬剤防除を実施することが望ましい。

三、穂肥について

本年度稲作は苗代後半から好天続きの為活養、初期生育が極めて順調に進んで六月末現在の生育は草丈、茎数ともに平年をはるかに上回った高温多照の為に肥料の吸収量も多く、肥切れ症状は例年よりも一週間かかって出穂期が金般的に早くなり、その後高温に経過した中に根腐れ症状が加わり見受けられて最も吸収しずらしくなるのはカリ成分である。

従って元肥に充分と思われるだけ入っていたとしても穂肥に塩化カリで十a当り三～四kg施用（稲の色の良否にかかわらず）するのは稲の栄養的促進、更に病害に対する抵抗性を増す（特に白葉枯病防げるカリが多いと愛媛県では言われる）という意味でも有用な事である。

穂肥を施用するに当っては水を張って施用しその後水を三日間位は動かさないことが大事である。

四、秋期除草剤の使用について

近年草止めの時期早まり、且つ二、四、D等除草剤の使用によって特に宿根性の雑草が増加している。

かなりの有効な薬剤として「カリアトール」は次の事を使用について注意したい。

(1) 稲の刈取後遅くとも一週間（九月中旬迄）以内に使用する事

(2) 1a当り二〇〇g以上特にスゲの類には四〇g位使用

(3) 田圃は足跡に水がなる程度に乾いている事

(4) 必らず加圧式の噴霧機を使用する事（ジョロ厳）のものでは効果が落ちる。

(5) 露のない時間に雑草の葉に充分かかるように

五、稲の刈取について

積から見ると五〇%以上が早生であって九月上旬刈取の大きな山が来る。

早生種の鋸入れ時期は適当であるが作付面積が多いその反面、晩生種の刈急ぎがあって粒量が低下している。

刈取作業は計画的に進めなければならない。

小学校プール完工（水への安全確保）

待望久しかった小学校プールは去る五月十五日に起工し、その後工事は順調に進み七月十五日に竣工式とプール開きを挙行することになりました。この記事が皆さんのところへ届く頃には、子ども達は思う存分に使用しているのではないかと思います。

二五m×一三m、深さは七五cm、一〇cmで硅藻土による浄化装置を持ち空色に塗装された立派なものです。

課の時間にも利用できる程でまことに好都合です。

県内の水の機性者は昨年一六三名ありまして、幼児と小学校児童が六〇%を占めております。毎年、小学校のうちに男子も女子も皆が泳ぎに自信をつけていただきたいもので、そうすることが体位体力向上の基礎となります。

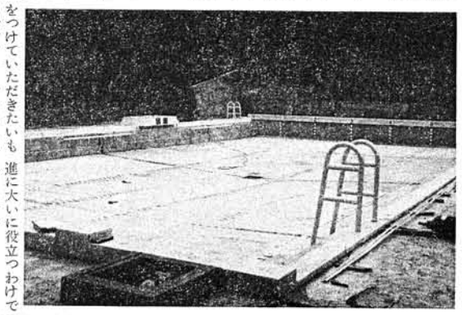

町議選投票日決まる。

八月三十一日任期満了に伴う与板町議会議員一般選挙の日程が次の通り決定致しました。

一、投票日　八月二十日
一、選挙する議員定数　十八人
一、立候補予定者説明会　八月十七日　受付開始
一、立候補届出〆切　八月十日頃の予定

選挙運動について

選挙運動することのできる期間は、立候補届出後、投票日の前日まで（八月二十三日）となっています。

お互いに選挙法を正しく守り一人の違反者もなく明るい正しい選挙が推進されますよう、ご協力をお願いいたします。

水道の話

昔の水、今の水

水に恵まれた日本では「水は天から授るもの」と考えられていた時代が長く続き、水はただであるという考え方が、いまだに残っています。しかし、文化が進み大量の水が必要な今日では、水源の涸渇や河川の汚染などで自然の水をそのまま使うことは困難になり、都市でも田舎でも、水は大くことのできない施設となりました。

伝染病を防ぐことも、健康で明るい生活を保障することも、産業を動かす働きをすることも、火災から生命財産を守ることも、みんな水道の役目です。

このような周囲の要望に答えるべく常に最大限の努力をはらっております。清浄で豊富な水を家庭に、職場に、学校に、また工場に送り届けるのが水道は、使った人たちから集まる水道料金でまかなわれて運営されています。

つまり浄水場を建設した費用から維持管理の費用まで水道料金でまかなわれる「独立採算」なのです。

1人当り給水量は年々伸びています。

別図1のように水道の使用量は当初の一倍～二、五倍になっています。

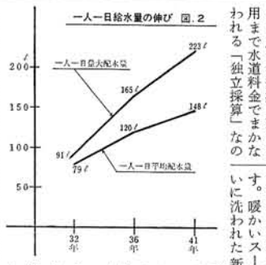

水道料金を分析すると、図.1

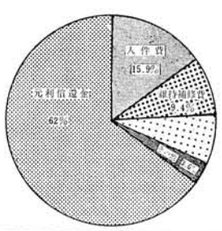

水道料金は何で賄われているか。

水道料金を分析すると、図1のように、一立方メートル当り四十二円六十銭で、その中味は元利償還金（水道を造るために国から借りた金の返済金）六十二%、人件費十五・九%、動力費九・一%、維持補修費九・四%となっております。

一人が一日使う水は？

私達が一日に使う水の量はどの位なのでしょうか、朝起きて冷い水で、口をすすぎ、顔を洗い、又庭の植込みに水を撒き、さわやかな朝を迎えることにより私達の一日の生活が始まるのです。

暖かいスープ、きれいに洗われた新鮮な野菜、洗濯も、トイレも何もかもが水の恩恵に浴しています。

そこで、その量がどの位かと考えてみますと、一人一日平均百五十リットルの水が使われています。

これは、バケツで二十五杯分になります。

これを井戸からくむとなると大変な労働です。

それでは**十円でどのくらいの水が買えるでしょうか**

ドラム缶で約一本分、一升ビンで百四十本、目方にすると横綱大鵬の二人分です。これならとても持っては歩けません。

次に**コップ一杯の水はどの位の料金かと云うと**

コップ一杯の値段が、〇、〇〇七円となっています。

以上、水道についてお話し致しましたが、私達の生活には水はきっても切れることのできない関係にあり大変貴重なものです。コップ一杯の水などは思わず大事に使用して、水のありがたさを味わってください。

◆水道工事は、町役場又は、町指定水道工事店でなければ、工事はできないことになっています。

梅雨前線と水害

日本の風水害は、八月から九月の台風期に集中して起っていますが、地域によっては六月から七月中旬にかけての梅雨期に多く発生しているところがあります。

新潟県ではこの梅雨期に降る前線性の集中豪雨によって、よく水害が起っています。

三十六年の本町での大水害、昨年七月の蒲原水害などその極端な例でしょう。

過去の資料によると、日本の記録的な豪雨は台風の場合を除けば、そのほとんどが梅雨前線の活動によって降り、しかも六月下旬から七月中旬に至るいわゆる梅雨期の後半に現われています。

梅雨前線は、一般に日本の南岸に沿って東西にのびるため、この活動による豪雨は関東地方より西の各地に起りやすいものですが、梅雨末期にはこの前線がしばしば北上するため、北陸・東北地方に集中豪雨を降らせることになります。

この種の大雨の成因はまだ解明されていないので、その予報は困難な状態ですから梅雨期に異状な大雨が降り出した場合は、充分警戒しなければなりません。

水害の程度と降雨量の間には当然密接な関係がありますが、一般的に降雨量がある限界に達するまでは、ほとんど災害は起りませんが雨量がそれを超えると急激に被害が増大しています。

この限界は、もちろん地域や水害対策の状況によって異なるわけですが、一例として日雨量別に過去の被害資料を示しますと次表のようになります。

これをみますと大体百五十ミリを越すと急激に被害が増加していることがわかります。

一般に日雨量が三十～五十ミリ程度になると何らかの被害が出はじめています。

三十六年の大災害時には、日雨量が三百ミリを上廻っております。

水害の程度を予想する目安としては、この日雨量のほかに一時間雨量や総雨量などがありますが、日本では日雨量がよい目安として用いられています。

ふだんから雨量と家のまわりの水の状況について熟知して、水害の予防と被害の軽減に努めたいものです。

雨量 / 被害	50ミリ以下	50～99	100～149	150～199	200～299	300以上
死者　人	1.3	4	11	68	101	490
負傷者　人	5	4	15	125	80	895
全壊家屋　戸	10	108	33	395	810	2,300
半壊　〃　戸	16	23	58	733	1,207	1,546
流失　〃　戸	0	3	30	116	952	659

（昭和36年8月5日　堤下地内）

良寛さまの書簡と与板

山田社皐宛のもの（写真）

読み方

山田氏　良寛
御大老　御死去の由
はかに承　驚入候。
夢かともまたうつつともおもほへず　君に別しころまどひに
八月二十九日　良寛

解説

良寛さまと関係ある山田氏は、与板にも七日市にもあるが、この山田氏は、与板の山田杜皐のことであろう。

従って、御大老は杜皐の父の重記であろう。

重記は、七十二才で文化三年に歿した。

計音に接して、そうそうの間に筆を走らせた感じが強い、添えられた和歌一首も即詠であろうがそれだけに純粋さがこもり、胸に迫るものがある。

以上の解説は、東郷豊治先生の解説のままである。

駒形新作記

ご存知デスカ

人権を侵害されたときは
人権擁護委員へ

人権とは「人が幸福な生活を送るのに必要な人間としての権利」をいいます。

生活権・居住権・強制圧迫・貸借関係・相続・交通事故・その他自分の権利を侵害され困っている事柄について相談を受け、被害者の味方になって相談にのってもらうために「人権擁護委員」という制度があります。

当町では「豊田秀信」氏が委員に任命されておられます。

例えば裁判を受けたくてもお金がなくて困って居られる方には、裁判費用や弁護士の手数料、謝金を立て替える「法律扶助協会」が県弁護士会の中にあります。

その他どんな事でも秘密を守りますから気軽に相談してください。

あなたは

こんな場合

どうしたらよいか？

詐欺・おど し・交通事故など犯罪の被害にあった、警察や検察庁に訴えて、検察官がその事件を裁判にかけてくれなもしてくれる。

こんな不満をもっている人はいませんか？

そうゆう人は、そのまま泣き寝入りしないで、検察審査会にご相談ください。

検察審査会とは

選挙人名簿をもとにして、くじでえらばれた民間人の代表者十一人の検察審査員が、検察官の仕事のやりかたを審査する制度です。

どんなしごとをするところか

検察官のした不起訴処分のよしあしを審査するのが主な仕事の一つです。

そのために検察官の作成した不起訴記録を調べて、必要に応じて証人を呼んだり、実地見分などもして議決をします。

この議決を参考にして、検事正が事件を起訴すべきだと考えた時は、起訴の手続きがとられます。

事件を審査してもらうには

犯罪を告訴・告発した人や犯罪によって害を受けた人で、検察官の不起訴処分に不服のある人はだれでも審査の申立てをすることができます。

申立ては費用はいりません。

手続については、検察審査会の事務局に お問いあわせください。

事務局は長岡市神明町九九八の二新潟地方裁判所長岡支部内長岡検察審査事務局電話二二一四一

どんな活動をしてきたか

審査会が活動をはじめたのは昭和二十四年です。

その後四十年末迄十七年間に全国の審査会でとり扱った事件は二万八千四十六件にものぼっています。

あぶない!! タバコの吸殻

昭和四十年中の全国の火災発生件数は、五万四千百五十七件でそのトップが、タバコによる火災の六千六百四十八件で全体の十二パーセントも占めています。

しかもこれが布団・座布団・寝具などに燃え移って火災に発展しているのが特徴になっています。

それでは一体タバコの火はどの位の温度になるかといいますと、もちろん種類やおき方によって違いますが、新生とピースを水平においた場合は新生、六五〇度位、ピース、七二五度位となり、一本全部燃えつきるまで約二十五分かかります。

従ってそれより低い温度で着火する木材・布・紙・枯草などは、当然火災の媒介材となるわけです。

そんなことから寝タバコや屋外での不用意な投捨ては、最も危険であります。

タバコの火は消したつもりでも再燃することがあります。灰皿には必ず水を入れることが望ましいことです。

城州公祭り

（直江山城守肖像）

城州公はいうまでもなく直江山城守兼続である。

彼は、上杉家のかけがえのない重臣で、養父実綱が城山に城を築いた後を継いで与板城主となった。

慶長三年上杉景勝が越後五十五万石から会津若松百二十万石へ移封されて、その時彼も随うてこの地を去って米沢に移り、三十五万石の知行を与えられた、陪臣の身で他に類のない大禄を与えられたのを見ても、彼が上杉家に重ぜられたことがわかる。

事実彼は徳川家康も一目をおいた智謀の勇将であり、関ケ原合戦の後、石田三成と通謀したかどでお家断絶の危機に追いこまれた上杉家を三十万石の減封でくいとめ米沢藩を打ちたてたのも彼の巧妙な外交手段であった。

この後、彼はいわゆる天下の志をすてて一意米沢地方の開発・文化の振興・一般庶民の福祉につとめ、生理用の婦人が畑に入ると大根が赤くなるというあの地方の俚言も、彼が農業婦人の健康をいたわっていいふらしたものといわれている。

このほかに彼が単なる武将でなかったことは、文禄年間豊臣秀吉の朝鮮役に従軍したとき『宋版史記』『前漢書』『後漢書』『春秋左史伝』『宋版大船若経』その他当時の日本としては得がたい貴重な書籍を彼の地から持ち帰ったり、特に六臣注『文選』を彼の手で版行したことなどがよく物語って居り、これらは米沢図書館に保存されている。

なお彼が与板から引き連れた家臣を与板衆と呼び、米沢藩の中核として重んじた。

その後裔の人達は今も米沢市の重鎮であり、米沢市の城州公祭に彼の地から参列された岡博氏もその一人で、同市図書館の前館長である。

元和五年十二月十九日江戸の藩邸鱗屋敷で六十年の一生を卒えた。いま城山に聳え立つ老杉は無心のうちにこれらの追憶を語り、与板人の心をそそるであろう。城州公祭は私たちにとってそれらをよみがえらしてくれる催である。（前坂記）